

1 今年度の経営事項審査について

(1) 令和9年度格付けに係る書類の提出について

令和9年1月に入札参加資格申請の定期受付を実施するため、格付けに係る次の書類を今年度の経審の際に提出してください。

- ① 経営基盤強化あるいは新分野進出状況に対する加点を廃止したため、取組申告書の提出は不要です。
- ② 格付けに係るCPD取り組み状況調

格付けに係るCPD取り組み状況調は、CPD受講実績の有無にかかわらず土木一式工事を受審する場合は必ず提出してください。また、CPD受講実績がある場合は、学習履歴証明書（写し）も提出してください。

※令和3年度から経審においてもCPD単位取得数が評価対象となっていますので、学習履歴証明書の取得に当たっては次の点に注意してください。

	経審における評価	格付けにおける評価
対象業種土木一式工事のみ	全業種	土木一式工事のみ
CPD認定団体	告示別表第18に掲げる団体 (手引き29ページ)	建設系CPD協議会加盟団体 (手引き38ページ)
評価対象期間	審査基準日から遡って1年間	審査基準日から遡って5年間
社内研修のユニット数	対象	対象外
記載様式	技術職員名簿等	格付けに係るCPD取り組み状況調
取得単位数の換算	必要	不要
1人の技術者が複数の団体から認定を受けている場合	合算不可	合算可

○評価対象となる単位を取得している場合は学習履歴証明書の提出が必要。

○いずれも評価対象となる単位を取得している場合は、審査基準日から遡って1年間及び5年間の学習履歴証明書が必要。

○令和9年度の格付から取得ユニット総数及び加点の上限を引き上げます。

<現行>200ユニット以上で20点が上限→300ユニット以上で30点まで上限引き上げ

(2) 合格証明書類等の添付書類について

公認会計士、税理士、1・2級登録経理士の合格証明書等、技術職員の合格証明書等、健康保険・厚生年金保険資格取得（喪失）確認通知書、産休・育休・傷病休等の証明書は、該当がある場合に写しの提出が必要です。

(3) 対面審査時の手数料の納付方法について

令和8年度から対面審査時の手数料の納付方法として、証紙のほかに電子申請サービスから電子納付できるようになりました。

※対面審査時の納付方法

→証紙+電子申請サービス（HP 掲載の URL から申請）

※ Jcip 審査時の納付方法

→証紙+電子納付（現行と変更無し）

（４）令和８年７月１日以降の申請について

建設業法施行規則等の一部改正に伴い、令和８年７月１日以降の申請分については、審査項目に一部変更があり、６月３０日までとは様式が異なるため注意してください。

※審査基準日ではなく、申請日で区切られていることに注意してください。

改正内容は、主に以下のとおりです。

○その他審査項目（社会性等）様式の「『建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度』の宣言の有無」に関する評価項目の新設。

※上記に伴う「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況」の配点の見直し。

○「建設機械の保有状況」の加点対象となる建設機械の対象拡大。

不整地運搬車、アスファルト・フィニッシャを追加

○その他審査項目（社会性等）様式の「雇用保険の加入状況」「健康保険の加入状況」「厚生年金保険の加入状況」に関する評価項目の削除。

（関連リンク：国土交通省経営事項審査の主な改正事項（令和８年７月１日施行）

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/content/001982604.pdf

２ 令和９年度以降の格付制度の変更点について

格付けにおける評価基準を次のとおり変更します。（令和９年度の格付けから適用）

- ①土木一式工事の格付点数の下限値について、特A等級は1,400点に設定するとともに、A等級は820点（現行800点）、B等級は710点（同700点）とします。
- ②土木一式工事の格付けにおけるCPD取組状況の評価内容を見直し、取得ユニット総数及び加点の上限を引き上げます。（300ユニット以上で30点まで上限引き上げ）
＜現行＞ 200ユニット以上で20点が上限
- ③「パートナーシップ構築宣言」の登録事業者を新たに加点対象とします。
- ④「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づき、「協力雇用主」として登録を受けている事業者を新たに加点対象とします。
- ⑤「経営基盤の強化あるいは新分野進出」に対する加点を廃止します。（現行5点）

【 R8 年度から「徳島県がん検診受診促進事業所」として登録された建設業者を加点（5点） 】

<資料> 営業所調査について

県内建設業者の営業実態と法令遵守の状況を確認するため、営業所調査を実施しています。

主な調査項目

1 営業実態の確認

- ・ 営業所での営業実態の確認
- ・ 経營業務管理責任者、営業所技術者等の勤務状況の確認

2 法令遵守の確認

- (1) 適切な社会保険の加入（法第7条第1号、法第15条第1号）
- (2) 帳簿の備付け（法第40条の3）

帳簿の記載事項（規則第26条第1項）

- ① 営業所の代表者の氏名、代表者となった年月日
- ② 注文者と締結した建設工事の請負契約に関する次の事項
 - ・ 建設工事の名称、工事現場の所在地
 - ・ 契約年月日、注文者の名称等、住所、注文者が建設業者である場合はその者の許可番号
 - ・ 完成検査完了年月日、目的物の引渡年月日
- ③ 下請契約に関する次の事項
 - ・ 建設工事の名称、工事現場の所在地
 - ・ 契約年月日、下請負人の名称等、住所、下請負人が建設業者である場合はその者の許可番号
 - ・ 完成検査完了年月日、目的物の引渡年月日

※特定建設業者が一般建設業者（資本金4,000万円以上の法人は除く。）に下請させた場合は、次の事項についても記載が必要（元請工事に限らない。）

- ・ 支払った下請代金の額、支払年月日、支払手段
- ・ 支払いに手形を交付した場合はその手形の金額、交付年月日、満期
- ・ 下請代金の一部を支払った場合はその後の下請代金の残額
- ・ 遅延利息を支払った場合はその利息の額、支払年月日

④ 新築住宅の建設工事の請負契約に関する次の事項（元請に限る。）

- ・ 当該住宅の床面積
- ・ 発注者と2以上の建設業者との間で請負契約を締結した新築住宅の場合は、建設瑕疵負担割合の合計に対する当該建設業者の負担の割合
- ・ 住宅建設瑕疵担保責任保険契約を締結し、保険証券等を発注者に交付している場合は、当該住宅瑕疵担保責任保険法人の名称

帳簿の添付書類（規則第26条第2項）

- ① 契約書又はその写し
- ② 特定建設業者が一般建設業者に下請させた場合、支払った下請代金の額、支払年月日、支払手段を証明する書類（領収書等）又はその写し
- ③ 請け負った建設工事が施工体制台帳を作成しなければならないものである場合、当該施工体制台帳のうち、次の事項が記載された部分
 - ・ 監理技術者等の氏名、資格
 - ・ 監理技術者等以外に営業所技術者等を置いた場合は、その者の氏名、資格、その者が管理した建設工事の内容
 - ・ 下請負人の名称等、下請負人が建設業者である場合はその者の許可番号
 - ・ 下請負人に請け負わせた建設工事の内容、工期
 - ・ 下請負人が置いた主任技術者の氏名、資格
 - ・ 下請負人が主任技術者以外に営業所技術者等を置いた場合は、その者の氏名、資格、その者が管理した建設工事の内容

帳簿の保存期間（規則第28条）

- ・ 当該建設工事の目的物を引き渡したときから5年間
- ・ 発注者と締結した新築住宅の建設工事に係るものは10年間

※発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、完成図、発注者との打合せ記録、施工体系図（作成義務のある工事に限る。）を10年間保存する義務がある。

(3) その他

- ・ 車両、重機等の保有状況
- ・ 元下契約の締結状況
- ・ 営業所の写真撮影